

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書兼用）（C-9300）

「税関長」欄には、届出の時点における申告先税関長（予定を含む）を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25－6に規定する符号を記載する。

「1 特例の適用を受けようとする帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 名称等

関税法及び消費税法の規定により備付け及び保存を行う帳簿の名称を「輸入台帳」「総勘定元帳」等のように記載する。

(2) 備付け及び保存に代える日

特例の適用を受けようとする帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録のCOMによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代える日を記載する。

「2 その他参考となるべき事項」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例の適用を受けようとする関税関係帳簿・国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要

「帳簿の名称」欄には、1の帳簿の種類に記載した名称等を記載し、使用するプログラム（ソフトウェア）の概要に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。また、市販ソフトウェアを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名」の各欄に使用するソフトウェアのメーカー名及び商品名をそれぞれ記載し、自己が開発したプログラムのうち他の者に委託して開発したプログラムを使用する場合には、「委託先」欄に委託先を記載する。

(2) その他参考となる事項

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書の所轄税務署長への提出の有無について□（チェック欄）にレ点を記入し、届出の状況等を記載する。